

(案)

○総務省訓令第 号

地上基幹放送事業者の事業再編計画の認定等に係る審査方針を次のように定める。

平成26年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

地上基幹放送事業者の事業再編計画の認定等に係る審査方針

(通則)

第1条 地上基幹放送事業者の産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第24条第1項の事業再編計画の認定、法第25条第1項の事業再編計画の変更の認定、法第26条第1項の特定事業再編計画の認定及び法第27条第1項の特定事業再編計画の変更の認定（以下第3条において「事業再編計画の認定等」という。）に係る審査については、関係法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において「地上基幹放送事業者」とは、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第2条第1号の地上基幹放送事業者をいう。

(審査方針)

第3条 地上基幹放送事業者の事業再編計画の認定等に係る審査のうち、法第24条第5項第3号（法第25条第5項において準用する場合を含む。）又は法第26条第4項第3号（法第27条第5項において準用する場合を含む。）への適合性の審査に当たっては、別紙を踏まえた上で判断する。

附 則

この訓令は、平成26年3月 日から施行する。

別紙

1 審査の前提となる地上基幹放送事業者を巡る現状と課題

地上基幹放送は、災害情報の提供を始めとして、国民が安心・安全で豊かな生活を送る上で必要不可欠な存在である。特に、東日本大震災においては、被災情報、避難情報といった国民の生命・財産の安全確保に必要な情報の提供主体として極めて重要な役割を果たしたところである。一方、広告収入を主な収入源とする民間地上基幹放送事業者は、インターネット等の他メディアとの間の競争の激化や現下の景気低迷等により厳しい経営状況に置かれている状況である。こうした民間地上基幹放送事業者における現状と課題は以下のとおりである。

(1) 放送ネットワークの強^{じん}靱化の必要性

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、テレビ放送各社、ラジオ放送各社は、大震災発生直後から、通常番組を中断して特番編成により震災関連の報道を開始し、震度に関する情報、津波に関する情報、被害情報、避難情報、安否確認情報等を全国に発信した。

地上基幹放送は、インターネット等の通信とは異なり、輻輳による情報伝達の途絶がなく、かつ即時性、説得性が高い特性から、こうした国民の生命・財産の安全確保に関わる情報の提供手段として、極めて重要な役割を担っている。特に消費電力が少なく電池のみで受信機が長時間稼働するラジオ放送は、停電時においても情報入手が可能なメディアとして、東日本大震災においてもその高い有用性が改めて認識された。

一方で、民間地上基幹放送事業者は、難視聴対策、放送設備の老朽化対策や防災対策、バックアップ設備の導入、災害放送の高度化・高速化の必要性、広告収入の減少等様々な課題に直面している。首都圏直下型地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害が想定される中、民間地上基幹放送事業者が、今後とも、平時の生活情報や災害発生時の被災情報、避難情報といった国民に必要な情報を適切に提供し続けるようにするため、こうした課題に対応した放送ネットワークの強靱化を早急に行う必要がある。

放送ネットワークの強靱化は、地上基幹放送事業者の自主的な取組により行われることが望ましいが、この場合、地上基幹放送事業者間においてその取組の内容や時期等に差異が生じ、災害時に被害拡大の懸念があるため、国としても、ラジオ送信所（AMラジオ放送を補完するFM中継局等）の整備、バックアップ設備の整備、災害放送の高速化・高度化等について予算措置や税制の特例措置を創設し、地上基幹放送事業者における難聴対策や災害対策の取組を後押しすることとしている。

(2) 民間地上基幹放送事業者の経営状況（注1）

民間地上基幹放送事業者の近年の売上高の推移を見ると、平成21年度が2兆2,443億円、平成22年度が2兆2,531億円、平成23年度が2兆2,382億円、平成24年度が2兆2,755億円と、東日本大震災の影響を考慮すると、ほぼ横ばいに推移していると見ることができる。しかしながら、平成3年度まで遡ると、この間のピークは平成12年度の2兆6,317億円であり、平成24年度はこの数値から13.5%減少している状況である。この間、リーマンショック後の景気後退があり、それ以前の水準には未だ回復していない状況である。

特に減少幅が大きいのはラジオ放送事業者である。中波放送事業者（テレビ放送との兼営事業者を除く。）について同様に過去の推移を見ると、平成3年度がピークで946億円であったが、平成24年度には508億円となり、△46.3%と大幅に減少している状況である（注2）。また、超短波放送事業者については、平成9年度がこの間のピークで964億円であったが、平成24年度には611億円となり、△36.6%と大幅に減少している状況である。

テレビ放送事業者についても、関東、中京、近畿広域圏を放送対象地域とする放送事業者を除くいわゆるローカル事業者を切り出すと、この間におけるピークは平成9年度の8,009億円であったが、平成24年度には6,832億円となっており、△14.7%と大幅に減少している状況である。

一方、将来的な見通しについては、日本民間放送連盟研究所が平成32年度までの民間地上基幹放送事業者の売上高の予測（年平均の増減率）を行っているが、それによると、テレビ放送事業者は年平均約1.0%の微増、中波及び短波放送事業者は年平均約0.9%の減少、超短波放送事業者は年平均約0.0%の微減、ラジオ放送事業者全体では年平均約0.6%の微減との結果になっている。

このように、近年の景気低迷等により、民間地上基幹放送事業者、特にラジオ放送事業者やローカルのテレビ放送事業者は厳しい経営状況にある一方、今後の大幅な収入増も必ずしも期待できない状況である。

注1：民間地上基幹放送事業者の経営状況に係る数値には、多重単営放送、コミュニティ放送、受信障害対策中継放送及び臨時災害放送を行う者に係る数値を含んでいない。

注2：この間、中波放送とテレビ放送を兼営していた東京放送からTBSラジオが分社化しており、その分中波放送事業者（テレビ放送との兼営事業者を除く。）の売上高合計が増えている。

(3) 経営改善に向けた制度整備

民間地上基幹放送事業者が自主的な経営改善を行うための環境整備と

して、平成19年の放送法改正では、持株会社を通じた資金調達や経営資源の効率的運用等を可能とするため、認定放送持株会社の制度が導入された。平成22年の放送法改正では、独自の創意工夫による経営の柔軟化を図るため、いわゆるハード・ソフト分離制度が導入された。また、同じく平成22年の放送法改正では、テレビ1事業者及びラジオ4事業者までの合併等が可能となるなど、順次新たな制度整備が行われている。

認定放送持株会社制度については、在京キー局を中心に既に4ケースの活用事例があり、ハード・ソフト分離制度についても1ケースの活用事例がある。また、中波放送とテレビ放送を兼営していた放送事業者がラジオ部門を分社化するケース、1の放送事業者で2波を保有するケース、テレビ放送事業者がラジオ放送事業者を子会社化するケース等、新しい制度を活用しつつ経営改善を行う事例が徐々に現れてきている。

2 持続的な生産性の向上に効果的な事業再編

上記1を踏まえ、民間地上基幹放送事業者における持続的な生産性の向上に効果的な事業再編については次のとおり。

(1) 事業再編の方向性

災害放送等の公共的役割を担う民間地上基幹放送の健全な発達のため、視聴可能なチャンネル数の維持等視聴者保護の維持・向上、放送の地域性・多元性・多様性の確保、ネットワーク維持に配慮し、中核事業であるテレビ放送事業、ラジオ放送事業を強化しつつ、認定放送持株会社制度、ハード・ソフト分離制度等の新しい制度を活用した分社化、合併、子会社化、持株会社化等の事業再編を進めることが期待される。

(2) 事業再編による効果

上記(1)の事業再編により、次の効果が期待される。

ア コンテンツ価値の最大化、コンテンツ制作力の強化、インターネット等への進出による収益最大化

イ 経営効率の向上、経営資源の効率的配分による戦略分野への集中的配分、新規事業への挑戦

ウ 適正なガバナンス体制の構築による意思決定の迅速化、事業執行の機動性向上

(3) 更なる生産性の向上

上記(1)の事業再編について、更なる生産性の向上のため、例えば、次の取組を行うことが期待される。

ア 地上テレビ放送、BS放送、CS放送、中波放送、短波放送、超短波放送、ケーブルテレビといったメディアを超えた連携、キー局、ローカル局といった地域を超えた連携等、より広範囲の連携

- イ 認定放送持株会社制度、ハード・ソフト分離制度等の放送事業の事業再編等に係る複数の制度の重複的活用
- ウ より多くの者が関与する中での連携、合併等